

# 第4章

## 部門別の方針

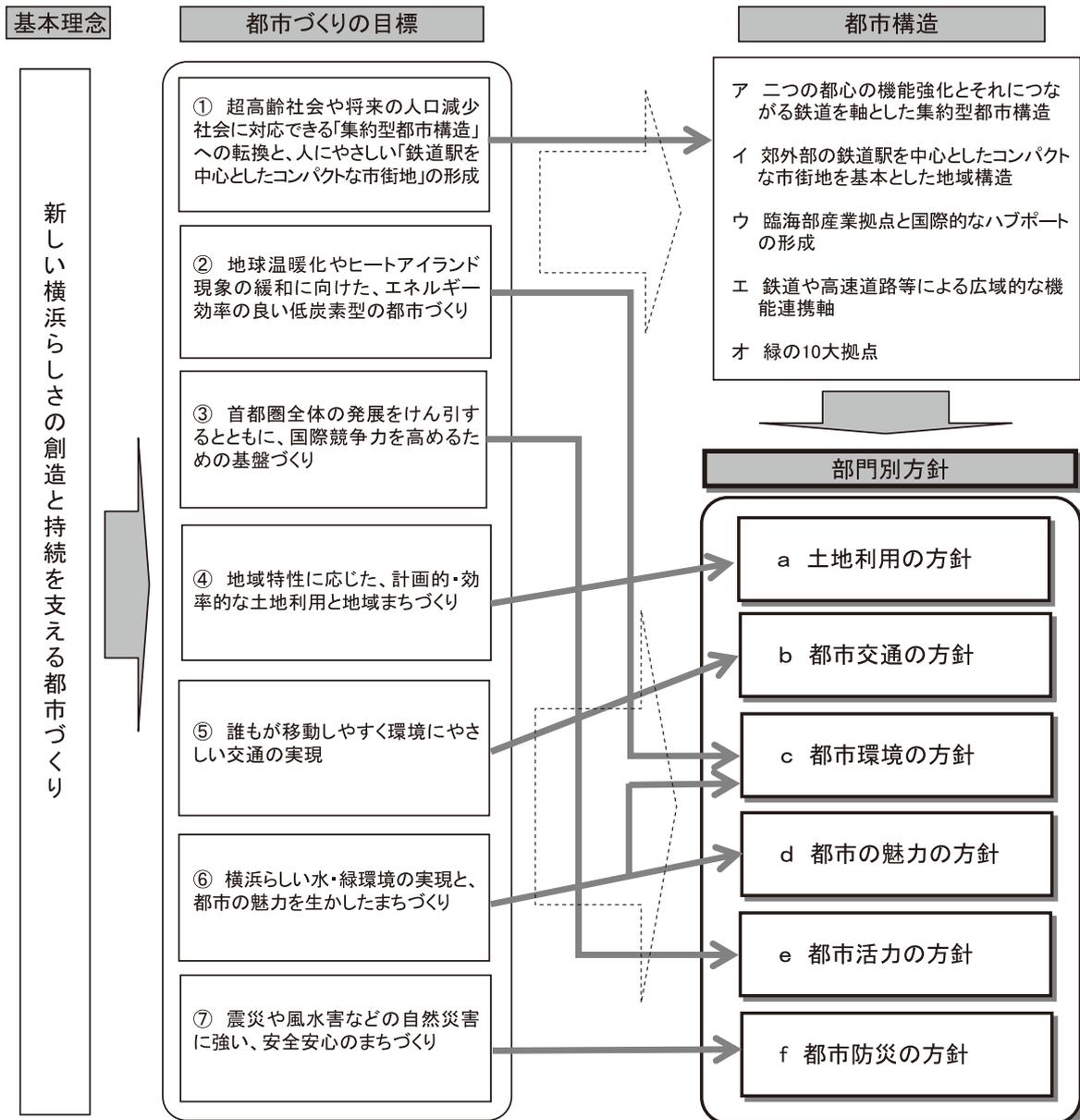
- 1 土地利用の方針
- 2 都市交通の方針
- 3 都市環境の方針
- 4 都市の魅力の方針
- 5 都市活力の方針
- 6 都市防災の方針

## 第4章 部門別の方針

七つの「都市づくりの目標」と、それらの目標を実現するための「都市構造」と「部門別方針」の関係性は下の図のとおりです。

目標から都市構造や部門別方針につながる矢印は、「関連性が強いもの」のみを表示しています。七つの目標を実現するためには、六つの部門別方針を総合的に進めていく必要があります。

また、各部門別方針では、公共交通の整備（都市交通の方針）が地球温暖化対策（都市環境の方針）につながることや、国際競争力強化を図る（都市活力の方針）ためには、都心臨海部の土地利用転換（土地利用の方針）を進める必要がある等、複数の部門からアプローチすべき「方針」や「施策」があります。これらについては、それぞれの部門で再掲する形としました。



# 1 土地利用の方針

## ■方針の体系

### 1-1 土地利用の基本方針

### 1-2 区域区分の方針

- (1) 区域区分設定の基本的考え方
- (2) 市街化調整区域の土地利用の方針

### 1-3 ゾーン別の土地利用の方針

#### (1) 都心部

- ① 横浜都心
- ② 新横浜都心

#### (2) 臨海部

- ① 工業地
- ② 横浜都心とつながる内港地域
- ③ 港湾物流地域

#### (3) 都心・臨海周辺部

#### (4) 郊外部

- ① 郊外部の土地利用の基本方針（共通事項）
- ② 北部方面
- ③ 西部方面
- ④ 南部方面

## 1-1 土地利用の基本方針

### ○ バランスとめりはりのある土地利用の誘導

横浜都心では、高次の業務・商業・文化・観光・交流など更なる機能集積を図ることにより、都心の魅力・活力を増大させるとともに、鉄道駅周辺では、行政サービス施設やコミュニティ施設などの機能を集約的に配置し、住宅地での生活支援機能の充実なども進めるなど、市域のバランスを考慮しつつ、めりはりのある土地利用を推進します。

そのため引き続き、市域全体を都市計画区域として、市街化区域を中心に用途地域をはじめとした地域地区を設定し、地域特性に応じた用途の誘導や見直し、建築物の形態規制等を行います。更に大規模な土地利用転換が生じた場合等は、地域における公共インフラ等の状況も踏まえ、地区計画等様々な都市計画の手法等を活用して、きめ細かな土地利用を誘導します。

### ○ 地域の現状を踏まえたゾーンごとの土地利用方針の策定

これまで、横浜市域においては、骨格的な都市基盤整備とともに、時代の要請に応じた土地利用計画のもと、市街地の整備が図られてきました。現在の人口動態や今後の予測を踏まえると、今後は、高度経済成長期等に行われたような大幅な土地利用変更の必要はないと考えられます。

このため、今後の土地利用の基本方針としては、これまでの地域ごとの土地利用の姿をベースとしたうえで、今後の人口減少社会や高齢化の進展に備え、利便性が高く効率的で質の高い市街地形成に向けて、機能集積や自然的環境の保全創出などを図っていきます。

### ○ 国際競争力強化や市民生活利便性向上のための市街地開発・拠点整備

横浜が引き続き、わが国の都市の中で中心的な役割を果たし魅力ある都市であり続けるとともに、今後の国際化進展のなかで東アジアの拠点都市となるためには、都心部や臨海部の更なる機能強化や土地利用の再編等が不可欠です。

このため、あらゆる手法を活用しながら、民間事業者と協働して市街地開発等を進め、高度な土地利用のもと機能の重層化などを進めます。

また、郊外部の鉄道駅周辺は、市民の生活利便性向上のための貴重な土地です。このため、駅前広場など十分な基盤が整備されている駅周辺において、土地利用の適正な高度利用を図ります。そのほか、駅周辺の利用者の規模に見合った基盤整備がなされていない駅周辺については、市街地開発の手法を活用して生活拠点整備を進めます。

### ○ 自然的環境の保全と魅力ある市街地環境の創造

緑地や農地、河川などの自然的土地利用については、低炭素型都市の実現、生物多様性への配慮、防災性・居住環境の向上などを踏まえて、市街地整備とのバランスを取りながら量的な維持に努めます。それとともに、自然的環境の質の向上を図っていきます。また、既成市街地においても、市街地の再整備などに合わせた緑地・オープンスペースの創出を積極的に行います。

## 1-2 区域区分の方針

### (1) 区域区分設定の基本的考え方

区域区分設定の基本的な考え方は次のとおりとします。

市街化区域の規模は、地域特性、市街化動向等に配慮しつつ、適正に想定された人口等を適切に収容し得るものとしします。

なお、少子高齢社会の更なる進展や、低炭素社会、集約型都市構造などの新たな政策課題に対応していくため、区域区分の制度を活用し、豊かな自然環境を包含した活力ある都市の実現を図る必要があります。

市街化区域においては、計画的な開発・再開発を誘導しつつ、都市基盤の整備を図ることとします。また、緑地・農地等については、貴重なオープンスペースとして保全・活用を図ります。これらの緑地・農地等が都市的土地利用に転換される場合には、周辺土地利用と調和が図られるようにします。

市街化調整区域においては、緑地の保全・創出と都市農業の振興を基本とします。

市街化調整区域から市街化区域への編入については、コンパクトな市街地形成を目指すために、都市の成長や活性化など、横浜市の施策に資する計画的な市街地整備が確実な区域や既に市街化区域と同等の水準で開発・整備されている区域等について行うこととします。

一方、緑地や農地で長期にわたり存続すると見込まれ、市街化区域の整備に支障のないものは、積極的に市街化調整区域への編入に努めるものとしします。

### (2) 市街化調整区域の土地利用の方針

都市に潤いを与える貴重な緑地や農地を中心に保全し、市民が自然に親しみ、レクリエーションの場として利活用を図るなど、開発を基本的に抑制し、多様化した市街化調整区域の地域特性に応じた土地利用を実現します。また、骨格的な都市基盤施設等の整備に当たっては、無秩序な市街化を防止しつつ、周辺土地利用の計画的な保全、誘導を行います。

#### ア 優良な農地との健全な調和に関する方針

優良な農地は、農業振興地域、農業専用地区等に指定するなど、その保全に努めます。

#### イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

浸水等の災害を防止するため、河川流域内の保水・遊水機能を有する地域の保全に努めます。

#### ウ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な自然的環境を形成する緑地等は、特別緑地保全地区、市民の森、公園等によりその保全に努め、市民の散策や憩いの場とするほか、環境学習や自然体験等の場として活用を図ります。

#### エ その他の土地利用に関する方針

上記以外の土地利用については、各地域の実状を踏まえて、緑地や農地等の保全と調和した土地利用を図るものとします。

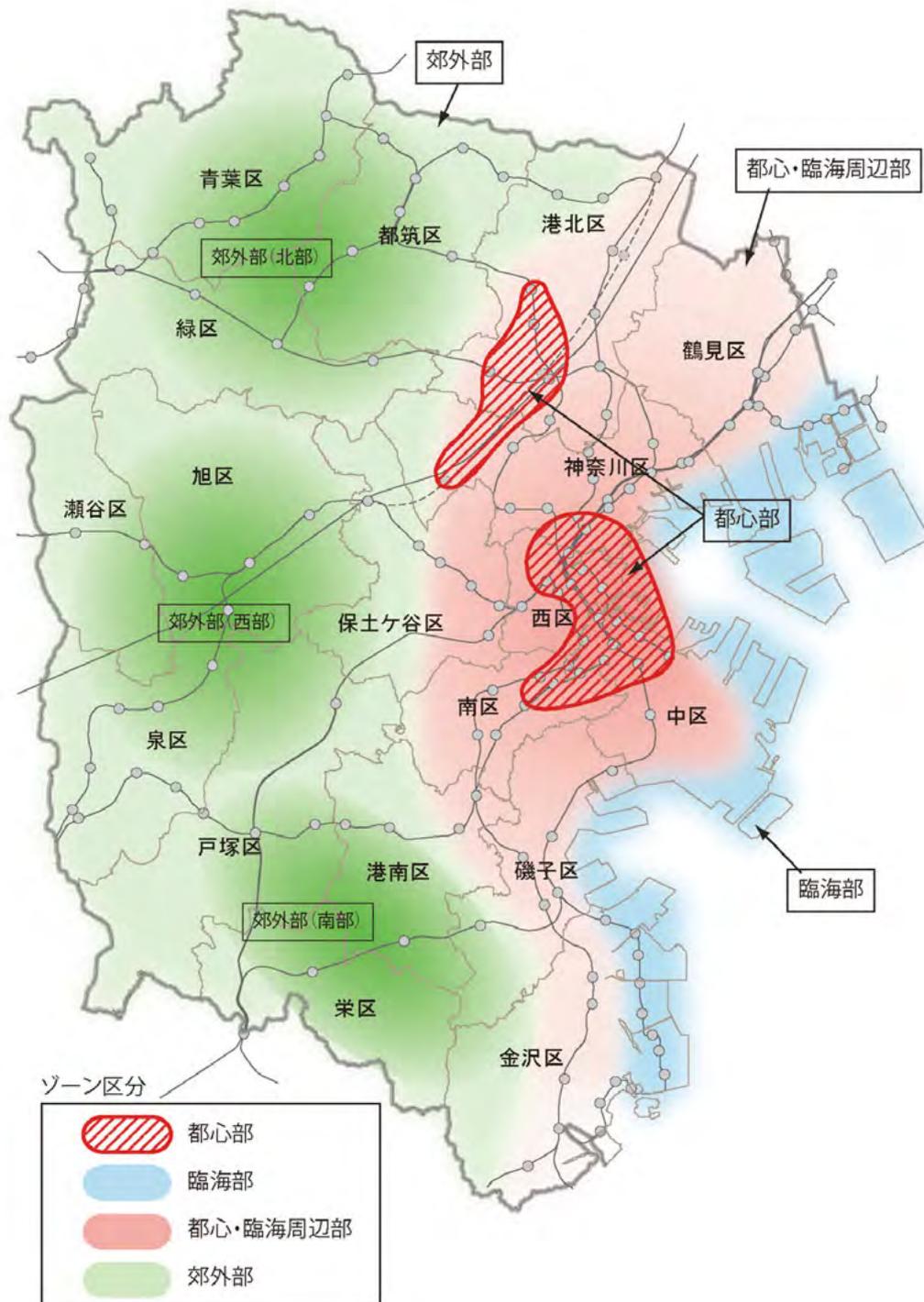
なお、市街化調整区域から市街化区域への編入については、（１）の区域区分設定の基本的な考え方に従って行います。

## 1-3 ゾーン別の土地利用の方針

ゾーン別の土地利用方針は次のとおりです。

- 都心部（横浜都心、新横浜都心）
- 臨海部
- 都心・臨海周辺部
- 郊外部（北部方面、西部方面、南部方面）

ゾーン図



## (1) 都心部

### ① 横浜都心

高次の業務、商業、文化、観光、交流など更なる機能集積を図るとともに、一定のルールのもと、業務機能等を中心に地域の実状に応じた機能強化と合わせ、都市型住宅の誘導等も図り、魅力と活気あふれる拠点地区とします。また、市域の南部地域や西部地域の市民を対象とした就業の場や買回りの場等としての位置付けを高めることにより、目指すべき都市構造を実現します。

なお、商業・業務地における建築物の密度については、高密度を基本とし、地域特性に応じた適正な利用を図ります。

また、都市機能の強化とともに、水や緑環境を創出するなど、都心の街並みと海・川を生かした豊かな環境整備を進めます。

横浜駅周辺地区については、首都圏有数の乗降客数や駅前の商業集積などのポテンシャルと、国際化した羽田空港との近接性等を最大限に活用し、国際競争力を持ったアジアの交流センターに相応しい観光、交流機能の強化に向けた土地利用を図ります。

みなとみらい21地区については、コンベンション機能を備えた国際交流拠点として、オフィス、文化施設、商業施設、都市型住宅など、様々な機能の有機的な結合に向けた土地利用を図ります。

北仲通地区については、業務機能、魅力的な文化、商業等の機能や居住機能等の導入による多機能な国際交流拠点を形成します。

関内・関外地区については、横浜都心発展の礎である中心市街地として、歴史の蓄積を生かしつつ、業務・商業・文化・観光・交流・居住など様々な機能の充実に向けた土地利用を図ります。

### ② 新横浜都心

新幹線などによる広域交通ネットワークの拠点としての利便性を生かし、広域的な商業、業務機能の集積のほか、医療・福祉機能や横浜国際総合競技場などの施設立地を生かした交流機能など、多様な機能集積を図ります。また、地域の実状に応じた機能拡充と合わせた都市型住宅の整備など、居住機能の強化を図ることなどにより、職住近接を実現します。

羽沢駅周辺地区については、新駅設置にともない、駅前の基盤整備や商業・業務機能の集積、流通機能の維持など計画的な市街地開発を促進するとともに、その周辺の農地、樹林地などの恵まれた自然的環境と共生するバランスのあるまちづくりを進めます。

新羽駅や北新横浜駅周辺の産業集積地等については、操業環境の保全や機能の更新・高度化を図り、経済活性化に寄与するとともに、市民の身近な勤務地として職住近接を実現します。

新横浜駅南部地区については、駅へのアクセス向上を図るため駅前広場や道路などの基盤整備を促進するとともに、駅前には都心にふさわしい商業・業務

などの機能を集積し、その周辺は現在の良好な住環境を維持します。

城郷地区については、鶴見川や鳥山川に囲まれ、横浜国際総合競技場などが立地する新横浜公園や、小机城址市民の森などの歴史や豊かな自然環境を生かした交流機能の充実を図ります。また、駅周辺については、駅前広場等の都市基盤施設の整備や駅前にふさわしい土地利用の検討を行います。

## (2) 臨海部

### ① 工業地

臨海部工業地は、近年、生産拠点の移転・集約化等に伴う空洞化の進行や、工場以外の用途への土地利用転換に伴う操業環境への影響が懸念されています。このため、既存産業の立地継続と機能更新・高度化を促進するとともに、事業所の再編整備に合わせた新たな産業の立地誘導等を図ることにより、世界最先端の生産・研究開発拠点としての機能維持・向上を図ります。

京浜地区では、従来の産業集積に加え、環境・エネルギー、医療・健康分野など新たな成長分野における研究機関や企業の立地も進んできていることから、既存産業と新たな産業の連携促進を図ることにより国際競争力のある産業拠点形成を図ります。

また、物流施設など工場以外の用途の増加に伴う交通量の増加等を踏まえ、引き続き必要な基盤の整備を図ります。

根岸・金沢地区では、工業地として整備された経緯を踏まえた土地利用を誘導し、既存産業の高度化を図るとともに、良好な生産環境を有した魅力ある工業地の維持・向上を図ります。

また、環境・エネルギー、教育・研究機関と連携した医療・健康分野など、新たな産業の創出を促します。

なお、金沢地区の南部において、レクリエーション機能の充実を図ります。

臨海部工業地での海や河川、運河などの水辺を活用するとともに、京浜地区では事業者との連携による「京浜の森づくり」を進めるなど、豊かな水・緑環境をつくります。

### ② 横浜都心とつながる内港地域

横浜都心とつながる内港地域については、都心における機能を一部分担しながら、長期的な視点をもちつつ、土地利用の再編を進めます。

山下ふ頭において、港湾機能の強化を果たすうえでの役割、横浜都心・臨海部のまちづくり、創造都市・横浜の形成など、様々な視点から、土地利用の在り方について検討し、長期的な土地利用方針を策定します。

また、瑞穂ふ頭において、接収解除に向けた働きかけを引き続き行います。

### ③ 港湾物流地域

大黒ふ頭において、倉庫などの集積を生かした物流拠点として、機能の拡充を図ります。また、本牧地区においては、本牧ふ頭の再整備や南本牧ふ頭の整備と合わせ、ふ頭周辺の土地利用の再編を進め、横浜港のハブポート化を実現するため、ふ頭の機能強化を図ります。

## (3) 都心・臨海周辺部

都心・臨海周辺部は、都心及び臨海部の周辺に位置しており、おおむね1960（昭和35）年までに市街地が形成され、都心等へのアクセス性が高いという特徴を有しています。また、市街地をのぞむ丘、海をのぞむ丘といった緑がある一方、住戸密度が高く、木造建築物が密集した防災性に課題がある地区が点在しています。

このため、道路や広場などの都市基盤施設や、地域の実状に応じた生活支援機能の拡充と合わせた都市型住宅の整備など、居住機能の強化を図ることなどにより、職住近接を実現します。これまでの商業等のストックを有し、交通ネットワークの主要な拠点（鶴見駅周辺、上大岡駅周辺）においては、様々な市民が利便性や快適性を享受できるよう、都心・臨海周辺部全体及び郊外部からのアクセスも想定し、そのストックの活用を図るとともに、更なる機能集積・充実を図ります。

また、その他の駅周辺についても駅利用者の圏域の規模に応じた機能集積・充実を図ります。

なお、商業・業務地における鉄道駅周辺の建築物の密度については、高・中密度を基本とし、地域特性に応じた適正な利用を図ります。

都心・臨海周辺部にある貴重な水や緑は、市民の憩いの場であるとともに、生物の生息、生育環境としても貴重な役割を果たしていることから、緑地・農地の保全施策や公園整備等による活用を進めます。

木造建築物が密集している地域においては、建築物の不燃化・耐震化を推進し、狭あい道路の拡幅・オープンスペースの確保などにより良好な環境を備えた住宅地への整備・誘導を図り、市街地環境の改善を図ります。

鶴見川に沿った内陸部の産業集積地等では、操業環境の保全や機能の更新・高度化を図り、経済活性化に寄与するとともに、市民の身近な勤務地として職住近接を実現します。

なお、大規模な土地利用転換が見込まれる場合には、地域における公共インフラ等の状況も踏まえ、必要な機能の導入が図られるよう誘導します。

## (4) 郊外部

### ① 郊外部の土地利用の基本方針（共通事項）

駅周辺の生活拠点においては、地域の持つ資源や特性などに応じた個性的で魅力的な地区を形成することに重点を置きつつ、個性ある生活拠点として、働く、楽しむ、買うなどの機能について、駅周辺の利用者の圏域の規模に応じた集積・充実を図ります。

また、駅周辺の生活拠点のうち、これまでの商業等のストックを有し、交通ネットワークの主要な拠点（戸塚駅周辺、港北ニュータウンセンター、二俣川駅周辺、鶴ヶ峰駅周辺など）においては、その沿線地域なども含め、通常の圏域を超えたところからのアクセスも想定し、そのストックの活用を図るとともに更なる機能集積・充実を図ります。

なお、商業・業務地における鉄道駅周辺の建築物の密度については、高・中密度を基本とし、高密度な土地利用に際しては駅前にふさわしい緑化を図るなど、地域特性に応じた適正な利用を図ります。

郊外住宅地においては、地域の個性や特色に応じた魅力的な居住を実現し、豊かさを実感できる良質で持続可能な居住環境を確保します。住宅地の中にある商店街では、身近な買物の場であるとともに、地域の交流の場としての再生に向けた取組を行います。特に人口減少が進むと予想される地域においては、従来の発想や方法にとらわれないソーシャルビジネスを含めた新たな仕組みづくりや取組を、NPOを含め多様な主体が協働して行います。また、駅から離れた住宅団地などでは、生活圏における日常的な買物や生活サービスなどの機能の充実や、複合的な土地利用が可能となるよう生活支援機能の誘導を図ります。

産業・流通業務地においては、操業環境の保全や機能の更新・高度化を図り、経済活性化に寄与するとともに、市民の身近な勤務地として職住近接を実現します。

なお、大規模な土地利用転換があった場合には、地域における公共インフラ等の状況も踏まえ、必要な機能の導入が図られるよう誘導します。

さらに、郊外部の緑地や農地を生かし、良好な自然環境や景観を保全・活用した緑豊かなまちづくりを推進します。

### ② 北部方面

北部方面は、東急田園都市線沿線や港北ニュータウンを中心とした土地区画整理事業等により計画的に基盤整備されています。そして、現在も住宅開発等が進行中である市街地と、JR横浜線沿線などの既成市街地で計画的な面整備が行われていない市街地に大別されます。

市街地の状況により人口の増減や高齢化の状況など動向は異なりますが、郊外部の三つの方面の中では人口増加が最も多く、若年層の流入が多い方面であり、当面の間、人口増加が進む地域が多いと考えられます。

計画的に面整備された市街地では、これまで整備されてきた都市基盤を生かしつつ、活力ある駅周辺形成に向けた土地利用の誘導、良好な住環境の維持等の取組を進めます。住宅地においては、豊かさを実感できる良質な居住環境を継続的に維持・確保するため、建築協定や地区計画等を活用した土地利用を進めます。また、高経年化した大規模住宅団地等の建替えを進めます。さらに、居住者の多世代化、多様化が進み、介護や子育てなど居住者が求めるニーズも多様化しているため、新たな需要に応じた住宅の供給や、見守りや生活の支援など地域で支えあうコミュニティの形成など、住み慣れた地域で住み続けるための手法等の検討を進めます。

計画的な面整備が行われていない市街地では、駅周辺において再開発事業等による駅前広場など基盤整備に合わせ、駅前にふさわしい機能集積を進めます。また、地域の個性や実状に合わせた良好な住環境を整備します。

また、緑の10大拠点（こどもの国周辺地区、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区、三保・新治地区）を中心としたまとまりのある緑を保全し、自然観察の場や田園景観等として緑豊かなまちづくりを推進します。

### ③ 西部方面

西部方面は、相模鉄道本線沿線を中心とした計画的な面整備が行われていない市街地と相模鉄道いずみ野線沿線の土地区画整理事業等により、計画的に基盤整備や住宅開発が行われた市街地が広がっています。また、駅から離れた地域では、まとまった緑が残されていることも特徴の一つです。今後は、神奈川東部方面線の開通や二俣川駅の再開発事業に伴い、沿線の活性化が見込まれます。

人口の増減については微増の状況ですが、高齢化は、郊外部の三つの方面の中で、最も進んでいます。

計画的な面整備が行われていない市街地では、駅周辺において再開発事業等により駅前広場など基盤整備に合わせ駅前にふさわしい機能集積を進めます。また、地域の個性や実状に合わせた良好な住環境を整備します。なお、小規模な宅地開発が進んだ既成市街地については、住環境や防災性を高めるため、地域と協力して地域特性にも配慮しつつ、狭あい道路の拡幅など住環境の改善を推進します。

計画的に面整備された市街地では、これまで整備されてきた都市基盤を生かしつつ、活力ある駅周辺形成に向けた土地利用の誘導、良好な住環境の維持等の取組を進めます。また、泉ゆめが丘地区においては、土地区画整理事業による計画的な市街地形成を図ります。

神奈川東部方面線の開通に伴い、新たに開発が見込まれる住宅地等においては、良好な住環境となるよう誘導します。

また、緑の10大拠点（川井・矢指・上瀬谷地区、大池・今井・名瀬地区、上飯田・和泉・中田周辺地区）を中心としたまとまりのある緑を保全し、公園・緑地や農体験の場等として緑豊かなまちづくりを推進します。

#### ④ 南部方面

南部方面は、JR根岸線沿線の駅周辺など土地区画整理事業及び公的住宅団地整備によって市街地が形成された地域や、旧住宅地造成事業に関する法律の認可や民間の大規模開発によって計画的に面整備が行われた戸建て住宅地が多くある方面です。また、市営地下鉄線沿線などでは、計画的な面整備が行われていない市街地があります。

人口の増減については、方面全体としては横ばいですが、地域的にみた場合、既に人口減少している地域が多くあり、高齢化も進んでいます。

計画的に面整備された市街地では、これまで整備されてきた都市基盤を生かしつつ、活力ある駅周辺形成に向けた土地利用の誘導、良好な住環境の維持等の取組を進めます。駅周辺等の高経年化した公的住宅団地は、計画的に住戸改善や住棟の長寿命化を行い、再生を順次進めるとともに、建替えに際しては、近隣も含めた地域の福祉やコミュニティ活動の拠点となる施設の導入を誘導します。

民間の大規模開発等によって計画的に面整備が行われた戸建て住宅が多くある地域では、身近な買物の場が整備できるような土地利用転換や仕組みづくりを進めます。

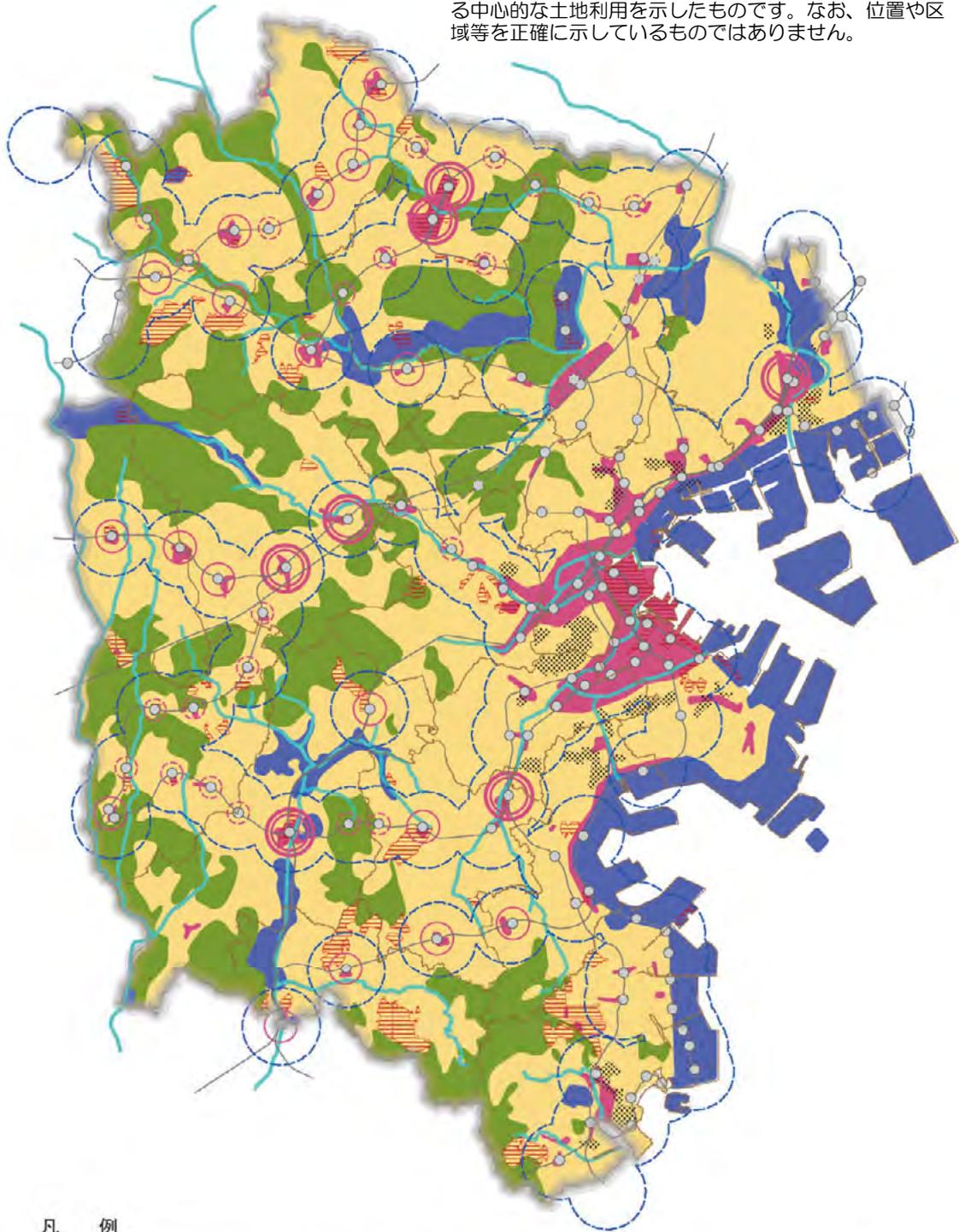
さらに、地域の実状に見合ったまちのルール誘導や、住替えの支援等によって多様な年齢層が住まう活力あるまちへの再生を目指します。

計画的な面整備が行われていない市街地においては、駅周辺を中心として、土地利用の高度化を図ることなどにより、日常の買物や行政サービスなど生活利便施設の集積を促進し、沿線住民の利便性向上を図ります。また、地域の個性や実状に合わせた良好な住環境を整備します。

また、緑の10大拠点（舞岡・野庭地区、円海山周辺地区、下和泉・東俣野・深谷周辺地区、小柴・富岡地区）を中心としたまとまりのある緑を保全し、自然観察や農体験の場等として緑豊かなまちづくりを推進します。

## 土地利用方針図

この土地利用方針図は、土地利用の方針の大枠を示したものであり、凡例の内容は、その地域の中で想定している中心的な土地利用を示したものです。なお、位置や区域等を正確に示しているものではありません。



### 凡 例

業務・商業を中心とする土地利用	主要な生活拠点	河川
住宅を中心とする土地利用	駅勢圏が大きい郊外部の生活拠点	鉄道(駅)
産業・流通業務を中心とする土地利用	駅勢圏が小さい郊外部の生活拠点	地区計画区域
緑地・農地を中心とする土地利用	駅から1km圏	密集市街地
		市境
		区界

## 2 都市交通の方針

### ■方針の体系

#### 2-1 環境をまもり人にやさしい交通の実現の方針

##### (1) 公共交通の利用促進

- ①公共交通の利用環境の改善
- ②過度なマイカー交通の抑制
- ③交通行動の転換を促すための啓発活動

##### (2) 環境負荷の低減につながる交通施策の展開

- ①公共交通の利用促進
- ②自動車交通の円滑化・需要の抑制
- ③低公害車の普及促進
- ④環境と調和した交通施策の推進
- ⑤環境に優しい交通行動の啓発

##### (3) 誰もが楽しく快適・安全に移動できる交通環境の整備

- ①横浜都心での回遊性の向上
- ②駅周辺での歩行環境・自転車走行環境の整備
- ③住宅地における安全に移動できる環境の整備

#### 2-2 誰もが移動しやすい交通の実現の方針

##### (1) 移動の円滑化に向けた体系的な交通ネットワークの整備

- ①道路ネットワークの整備推進
- ②地域特性に応じた駐車場の整備と活用
- ③鉄道ネットワークの整備促進と輸送力の増強
- ④交通基盤の有効活用と適切な維持管理

##### (2) 競争力強化に資する広域交通ネットワークの形成

- ①広域的な幹線道路網の整備
- ②東アジアのハブポートとしての横浜港の機能強化
- ③国際ビジネスの交流基盤としての航空機能の強化

##### (3) 駅を中心としたコンパクトな市街地形成に向けた地域交通施策の展開

- ①地域の足としての路線バスの維持・充実
- ②地域の特性やニーズに合った交通サービスへの支援

## 2-1 環境をまもり人にやさしい交通の実現の方針

### (1) 公共交通の利用促進

#### ① 公共交通の利用環境の改善

地域において最も身近な移動手段となる路線バスや鉄道などの公共交通機関をより一層利用しやすくするために、駅前広場等、駅を中心とした公共交通の利用環境を整備します。それとともに、公共交通相互の乗継ぎの利便性の向上、バス定時性の向上、地域の特性や交通ニーズを踏まえた地域交通サポートをはじめとする生活に密着した交通手段の導入の支援など、公共交通利用を促進するソフト施策を推進します。

#### ② 過度なマイカー交通の抑制

過度なマイカー利用をできる限り抑制するため、自転車施策や駐車場施策との連携などの新たな仕組みづくりについて、関係者と連携・調整しながら検討を進め、実現を図ります。

#### ③ 交通行動の転換を促すための啓発活動

マイカーの節度ある利用や公共交通機関の利用を促す啓発を進めるとともに、自発的な交通行動の転換を促すためのモビリティマネジメントを推進します。

### (2) 環境負荷の低減につながる交通施策の展開

#### ① 公共交通の利用促進

公共交通相互の乗継ぎの利便性の向上、バスの走行環境の改善、公共交通の運行情報の提供など、総合的な公共交通の利用促進策の推進により環境負荷を低減します。

#### ② 自動車交通の円滑化・需要の抑制

渋滞を解消し、交通環境の改善を図るため、横浜環状道路、幹線道路等による体系的な道路ネットワークの整備を推進します。それとともに、市民生活の利便性向上等を図るため、歩道の設置や交差点の改良等、生活に密着した地域道路の整備や、交通量の平準化を促すリアルタイム交通情報の提供を推進します。また、自動車交通の需要の抑制を図るため、コンテナ貨物のモーダルシフトの推進等を進めます。

#### ③ 低公害車の普及促進

公共及び民間における低公害車の導入、低公害車利用者に対する優遇策の創設など、低公害車の普及促進を進めます。

#### ④ 環境と調和した交通施策の推進

環境と調和した交通施策を推進するため、神奈川東部方面線の整備や、高速鉄道3号線の延伸など運輸政策審議会答申路線についての事業化の検討を進めます。また、鉄道・バス等次世代を見据えた総合的な交通体系の構築やITS技術を活用した施策について、それぞれ検討を進めます。

その他、ヒートアイランド現象の緩和に向けた路面舗装の切替えや道路緑化を推進します。

#### ⑤ 環境に優しい交通行動の啓発

エコドライブの普及啓発、モビリティマネジメントの推進などにより、環境に優しい交通行動の啓発を進めます。

### (3) 誰もが楽しく快適・安全に移動できる交通環境の整備

#### ① 横浜都心での回遊性の向上

歩行環境と自転車走行環境の整備、コミュニティサイクルの普及、新たな都市型観光交通の検討、交通に関する情報提供の推進、都心部の回遊性を高めるソフト施策の推進などにより、横浜都心における徒歩や自転車などによる回遊性の向上を図ります。

また、道路の円滑な走行環境を整え、路線バスなどの公共交通の定時性と回遊性を確保するために、過度な自動車交通を抑制する仕組みを検討します。

#### ② 駅周辺での歩行環境・自転車走行環境の整備

横浜都心を含めた市内の駅周辺で、公共施設までの主な経路における歩行環境の整備、歩行者や自転車の安全で快適な利用環境について検討を進めます。

#### ③ 住宅地における安全に移動できる環境の整備

踏切内や交通事故多発地域での安全性の向上、歩道と車道の空間分離、自転車走行環境の整備、自動車の速度抑制を目指した検討などにより、安全に移動できる環境を整備します。

## 2-2 誰もが移動しやすい交通の実現の方針

### (1) 移動の円滑化に向けた体系的な交通ネットワークの整備

#### ① 道路ネットワークの整備推進

自動車交通を円滑化するための対策として、横浜環状道路、幹線道路等による体系的な道路ネットワークの整備を推進するとともに、市民生活の利便性向上等を図るため、生活に密着した地域道路の整備を進めます。

高速道路については、国土軸や周辺都市への連絡強化を重視した横浜環状道路などのネットワークを形成します。

幹線道路については、社会情勢の変化などを見据え実施した都市計画道路網の全市的な見直しを踏まえ、放射道路や、市内を環状方向に連絡し、市域の一体性を図る環状道路など、都市計画道路等の整備を進めます。

生活に密着した地域道路については、歩道の設置や交差点の改良等、公共交通の利用環境の改善につながる整備を進めます。

また、道路網の整備に当たっては、地域的なバランスに配慮しつつ、事業効果が早期に現れるよう事業を推進します。

## ② 地域特性に応じた駐車場の整備と活用

地域ごとの特性を踏まえ、民間主導による駐車場の整備を進めるとともに、既設駐車場での自動二輪車の受入れなど、有効活用を推進します。

## ③ 鉄道ネットワークの整備促進と輸送力の増強

神奈川東部方面線の整備や、高速鉄道3号線の延伸など運輸政策審議会答申路線についての事業化の検討、バスとの円滑な乗継ぎを可能とする駅の移動のシームレス化を進めるとともに、リニア中央新幹線の具体化を踏まえつつ、必要に応じて車両編成の拡大など輸送力増強に向けた事業者への働きかけを進めます。

## ④ 交通基盤の有効活用と適切な維持管理

ボトルネック交差点の改良、効果的な右折レーン、バスベイの整備など渋滞解消効果の高い取組や駅舎及び道路のバリアフリー化を進めます。それとともに、市民ボランティアによる道路施設の維持管理、橋りょうをはじめとする都市施設の耐震化などを含めた維持管理の効率化・負担の平準化など、既存ストックを有効に活用し適切に維持管理します。

## (2) 競争力強化に資する広域交通ネットワークの形成

### ① 広域的な幹線道路網の整備

横浜港や羽田空港を拠点とする産業拠点に発生・集中するモノの流れを円滑化するため、横浜の臨海部と国土軸である東名高速道路とのアクセス強化や、首都圏全体への連絡強化を図る横浜環状道路を始めとする広域的な幹線道路網の整備を推進します。

### ② 東アジアのハブポートとしての横浜港の機能強化

既存コンテナターミナルの再編や南本牧ふ頭など高規格コンテナターミナルの整備を進めるとともに、ふ頭間の物流を支える臨港幹線道路等や背後圏を結ぶ道路網の整備を進め、横浜港の機能強化を図ります。

### ③ 国際ビジネスの交流基盤としての航空機能の強化

羽田空港再拡張による国際競争力の強化を図るため、羽田空港と成田空港の役割分担のもと、羽田空港からの国際旅客定期便が、少なくともASEAN諸国を含む東アジア主要都市をカバーできるよう、更なる国際化に向けた取組を進めます。

また、羽田空港の国際化に対応し、横浜から羽田・成田両空港との鉄道等による一層のアクセス強化を図ります。

## (3) 駅を中心としたコンパクトな市街地形成に向けた地域交通施策の展開

### ① 地域の足としての路線バスの維持・充実

地域にとって効果的かつ効率的となる持続可能なシステムの構築を目指し、そのために必要な道路改良や沿道施設整備、市民・行政・交通事業者の連携体制の確立を図ります。

また、最寄駅まで15分の交通体系を基本に、市民の生活交通として必要なバス路線を維持します。それとともに、駅と郊外住宅地との連絡など、駅を中心とした身近な地域交通サービスの実現を図るため、交通事業者等と連携しながら、サービス方策や実現に向けた仕組みについて検討します。

### ② 地域の特性やニーズに合った交通サービスへの支援

地域の交通手段を地域の力で実現する取組に対して、まちづくりや交通計画に関する専門的な知識を有する人材派遣や、実証実験に対する支援、新たな交通手段確保に向けた地域組織への支援など、地域へのサポートを積極的に進めていきます。

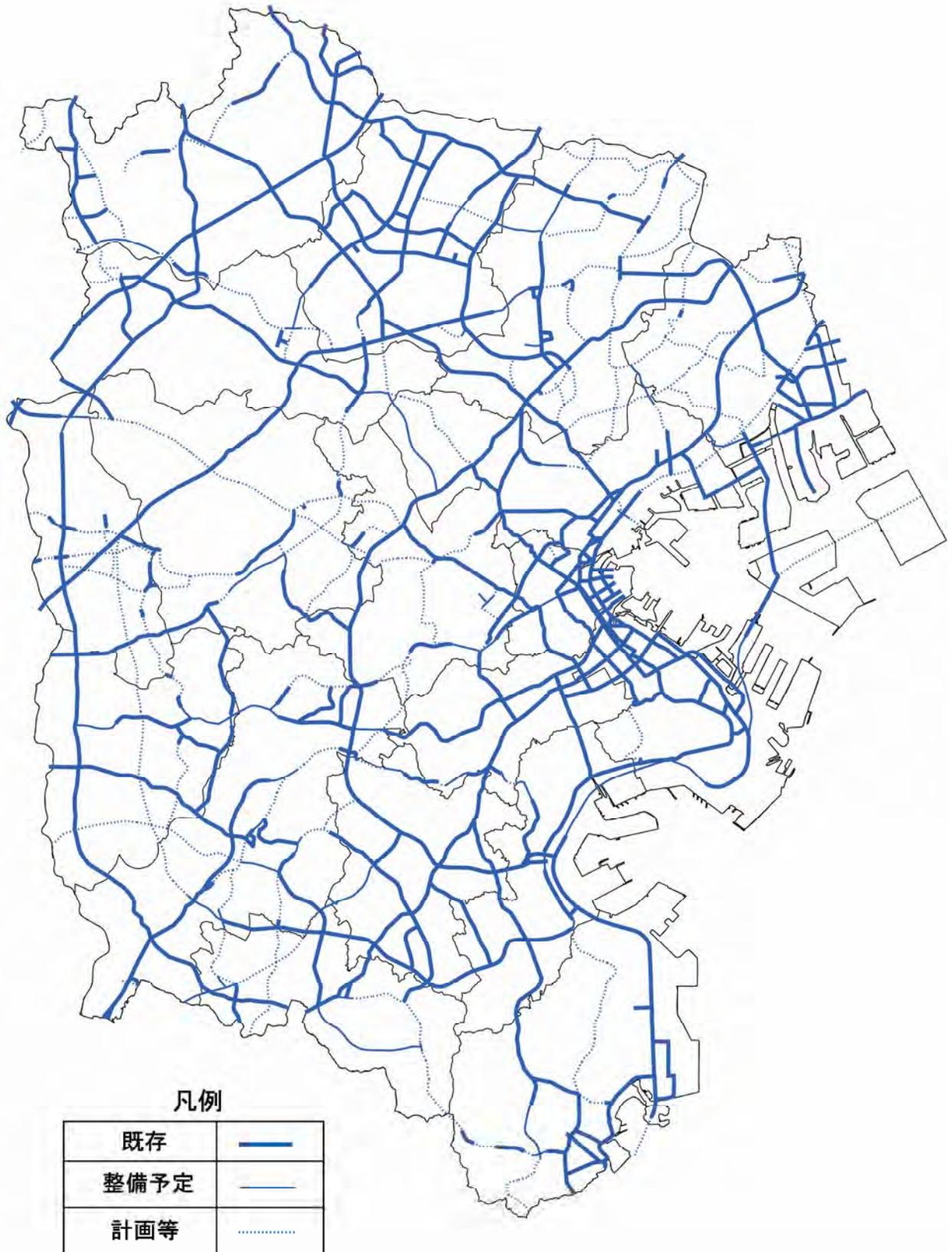
都市交通の方針図（高速道路）



※1：完成時期については、今後の国の動向等により変更の可能性があります。

※2：名称は仮称です。

## 都市交通の方針図（幹線道路※）



※市内の都市計画道路等を記載

都市交通の方針図（鉄軌道）



凡 例	
	整備予定路線 (神奈川東部方面線)
	計画路線 (運輸政策審議会 第18号答申路線)
	J R東海道新幹線
	既存旅客路線 (J R・私鉄・地下鉄 新交通システム)
	既存貨物路線

## 3 都市環境の方針

### ■方針の体系

#### 3-1 低炭素型都市づくりの方針

- (1) 集約型都市構造と駅を中心としたコンパクトなまちづくりへの転換
- (2) 環境にやさしい交通体系の形成
  - ① 交通ネットワークの整備等による環境負荷低減
  - ② 電気自動車等の低公害車の普及・促進
  - ③ 徒歩や自転車による快適な交通環境の整備
- (3) 効率的なエネルギー利用の推進
  - ① 地域での効率的なエネルギー利用の推進
  - ② エネルギー効率のよい都市施設・建築物・設備への転換
- (4) 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの普及・拡大
  - ① 都市施設等への導入
  - ② 住宅等への普及促進
- (5) ヒートアイランド対策の推進
  - ① 排熱の抑制
  - ② 緑地の保全・整備と地表面の改良
  - ③ 都市形態の改善

#### 3-2 豊かな生物多様性の実現に向けた水と緑の保全と創造の方針

- (1) 水と緑をまもる
  - ① 樹林地・農地・谷戸等の保全
  - ② 河川・海域の保全
- (2) 水と緑をつくる
  - ① 公園や緑地の整備
  - ② 緑化の推進
  - ③ 魅力ある水辺空間の創出
  - ④ 健全な水循環の回復
- (3) 水と緑をつなぐ
  - ① 「つながりの森」の取組の推進
  - ② 「きれいな海づくり」の取組の推進
  - ③ 市民のライフスタイルの変革や市民協働の取組の推進

#### 3-3 資源循環の方針

- (1) 3Rの推進
- (2) 廃棄物処理施設
- (3) 建設発生土の再生利用の推進

#### 3-4 生活環境保全の方針

- (1) 公害防止に向けた取組の推進
- (2) 身近な生活環境の改善に向けた取組

### 3-1 低炭素型都市づくりの方針

#### (1) 集約型都市構造と駅を中心としたコンパクトなまちづくりへの転換

低炭素型都市づくりを行うために、エネルギー効率のよい集約型の都市構造への転換を推進します。

このため、郊外部においては、コンパクトなまちづくりに向けて、市街地の拡散抑制を視野に入れた、土地利用の誘導を図ります。また、鉄道駅周辺については、地域の拠点として、駅前広場や歩行者空間などの整備や、商業施設等の生活利便施設の整備などの機能集積を進めるとともに、緑化空間などの快適な環境の整備を進めます。

#### (2) 環境にやさしい交通体系の形成

##### ① 交通ネットワークの整備等による環境負荷低減

公共交通の利便性を高め、利用促進を図るため、神奈川東部方面線の整備を推進するとともに、高速鉄道3号線の延伸など運輸政策審議会答申路線についての事業化の検討を進めます。

道路については、横浜環状道路、幹線道路等による体系的な道路ネットワークの整備を推進するとともに、駅までのバス路線等の整備や、交差点改良を進め、バスの走行環境の向上や渋滞の解消を図ります。

また、路線バス、鉄道など公共交通機関をより一層利用しやすくするために、鉄道駅を中心とした公共交通の利用環境を整備するとともに、公共交通相互の乗継ぎ利便性やバス定時性の向上、公共交通の運行情報の提供など、公共交通利用を促進するソフト施策を推進します。その他、鉄道・バス等次世代を見据えた総合的な交通体系の構築やITS技術を活用した施策について、それぞれ検討を進めます。

さらに、過度に自家用車に依存するライフスタイルを見直し、徒歩や自転車、公共交通を中心とした移動を促進するモビリティマネジメントを推進します。また、公共交通の利便性を高めるため、地域の特性や交通ニーズを踏まえた、生活に密着した交通手段の導入に向けた、地域の主体的な取組を支援する地域交通サポートを推進します。

物流については、海上輸送、鉄道輸送による環境にやさしい物流の拡充により、道路渋滞の緩和や省エネルギーの促進を図ります。

##### ② 電気自動車等の低公害車の普及・促進

自動車からの大気汚染物質の排出量を削減するため、電気自動車等の低公害車の普及・促進に取り組みます。

そのため、電気自動車等の本格的な普及拡大に向けた、充電環境の整備や購入しやすい補助制度の充実を図ります。また、公用車を電気自動車等に転換するとともに、区役所や公共駐車場に充電設備を設置します。

### ③ 徒歩や自転車による快適な交通環境の整備

鉄道駅周辺を中心に、公共施設までの主な経路における歩行環境の整備、歩道と車道の空間分離や自転車走行環境の整備などを行うことにより、誰もが安全に、そして快適に移動できる歩行者空間を創出します。

また、街の回遊性向上や環境負荷の低減のため、自転車を共有する仕組みづくりを検討します。

## (3) 効率的なエネルギー利用の推進

### ① 地域での効率的なエネルギー利用の推進

都心部や鉄道駅周辺における地域冷暖房システムの導入など地域エネルギー基盤の整備を図ります。

また、低炭素型の都市づくりを目指し、市民・民間企業と連携し、みなとみらい21地区・港北ニュータウン地区・金沢区を中心として、再生可能エネルギーの大規模導入や、HEMS、BEMS及び蓄電池等を連系し、地域エネルギーマネジメントを実施します。それとともに、金沢区で環境関連産業の育成や環境啓発拠点の形成に市民・事業者と協働して取り組みます。

さらに、市街地再開発などを契機として、スマートコミュニティの構築を図り、低炭素技術の導入を推進するとともに、新技術を導入してまちづくりを進めるための制度的な支援などの構築を図ります。

### ② エネルギー効率のよい都市施設・建築物・設備への転換

道路、上下水道等の施設については、既存ストックの長寿命化を図るとともに、施設更新時期等を捉え、環境配慮型施設への転換を進めます。公園の施設については、環境に配慮した施設、設備の導入を図ります。

また、「CASBEE横浜」（横浜市建築物環境配慮制度）の普及をはじめ、民間の力を生かした断熱性・気密性に優れたエネルギー効率のよい長寿命な住宅を誘導するとともに、既存住宅の省エネルギー改修促進に向けた市民相談等を充実します。

その他、省エネルギー機器の導入等により公共建築物の省エネルギー化を推進します。

## (4) 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの普及・拡大

### ① 都市施設等への導入

公共施設や市街地の整備において、再生可能エネルギーの導入を促進します。また、工場排熱など未利用エネルギー導入に向けて、地域特性を踏まえた取組を進めます。

下水道事業においては、焼却炉や発電機の燃料として、消化ガスの活用を推進するとともに、汚泥の燃料化、焼却工場で発生した電力の利用などを下水処

理施設で進めます。

その他、水道管路内を流れる水の力を利用した小水力発電や浄水場内に設置した太陽光発電による再生可能エネルギーを引き続き利用します。

## ② 住宅等への普及促進

再生可能エネルギー利用の普及拡大を図るため、一般家庭への住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入支援等を行うとともに、HEMS等の導入についても支援をします。また、民間企業との連携による普及促進に取り組みます。

## (5) ヒートアイランド対策の推進

### ① 排熱の抑制

エネルギー消費機器等の高効率化、建築物における外壁の断熱性向上や緑化、未利用エネルギーや再生可能エネルギーの利用等により、エネルギー消費量の削減を図ります。

### ② 緑地の保全・整備と地表面の改良

既存の大規模な樹林地などの緑地をクールスポットとして維持・保全するとともに、公園や緑地の整備、街路樹等による緑の確保、屋上・壁面の緑化やすず風舗装（保水性舗装と遮熱性舗装）などの対策の導入を促進します。

### ③ 都市形態の改善

地域を冷却する風の道を確保する観点から、建築物及び市街地の形態を配慮した街並みの形成を行います。

また、横浜駅周辺地区やみなとみらい21地区など、都心部における、水と緑を生かしたまちづくりなどの環境への取組を継続して推進します。

### 3-2 豊かな生物多様性の実現に向けた水と緑の保全と創造の方針

#### (1) 水と緑をまもる

河川の源流域にはまとまった緑として、「緑の七大拠点」が、また、鶴見川や境川の中流域には「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」が3か所あり、「緑の10大拠点」が形成されています。さらに、これらを源流とする河川が丘を縫うように流れ、その流域の中では、森・丘・海と連続した良好な景観を有しています。

これらの豊かな水と緑の環境を守り、増やすために、「緑の10大拠点」などの郊外部の大規模な緑や、「市街地をのぞむ丘」や「海をのぞむ丘」など市街地に残る貴重な拠点となる緑、特徴のある緑を保全し、緑の総量を維持します。

また、河川流域ごとに、下水道の整備や排水対策による河川の水質改善や海域への流入負荷の削減にも取り組みます。

その他、生物生息状況の基礎情報を収集し、データベース化するとともに、市民参加による生き物調査を展開します。

#### ① 樹林地・農地・谷戸等の保全

##### 【樹林地】

樹林地を守るため、緑地保全制度等による指定を進め、継続保有のための支援をし、不測の事態が発生した場合には、樹林地の買取りを図ります。

また、市民の森等の樹林地において、市民の安全で快適な利用の確保と、生物に配慮した空間の創出を両立するため、保全管理計画を市民との協働により策定し、維持管理を推進するほか、市民ニーズに応じた利活用も図ります。

##### 【農地】

農地が持つ、遊水機能、水源かん養機能、ヒートアイランド緩和機能などの多面的機能を評価し、景観の保全や、農地の有効利用等を図ります。また、減少する水田を保全するために、支援を行うとともに、規模拡大を希望する農家や、農業への参入を希望する個人や法人が安定的に農地を借りることができるよう、農地所有者に働きかけます。

さらに、農業用の水利施設等農業基盤の整備により、生産性を向上させるとともに、多様なニーズに応えられる市民利用型農園や収穫体験農園を増設し、農あるライフスタイルを支援します。

##### 【谷戸】

水田、水路、ため池、二次林の雑木林などで構成される谷戸は、多様な環境が繋がって形成されており、生き物にとって重要な生息・生育エリアとなっているため、その保全に努めます。

#### ② 河川・海域の保全

横浜港の浅海域などを活用し、海域生物による水質浄化の活動を市民協働により展開します。

また、民間事業所への規制指導や、東京湾流域の下水処理施設の高度処理化や合流式下水道の改善によって、放流水質を向上します。

さらに、東京湾の水質改善に向けて、水質一斉調査や赤潮に関するモニタリング等の取組を流域自治体と連携して、効果的に進めます。

## (2) 水と緑をつくる

安心して遊び、くつろげる市民生活に身近な公園などの市街地における緑の拠点の整備や、河川・海辺などの環境整備、街路・公共施設の緑化、更には、個々の住宅や建築物などの民有地緑化を多様な手法で進めることにより、水と緑のネットワークを形成し、市民が身近に水や緑を体感できる機会を増やします。

また、水源となる緑地・農地の保全や公園の整備、雨水の地下浸透施設の設置などにより、雨水の地下浸透能力を高めることで、まちに豊かな水の流れを呼び戻す自然な水循環を回復させます。

さらに、横浜の特徴である“港”の魅力を生かした、都心部や臨海部の水・緑づくりを進めます。

### ① 公園や緑地の整備

市民のニーズや地域特性に配慮しながら、子育て支援や健康づくり、地域の活性化に貢献する場として、緑豊かな公園や緑地の整備を推進します。

また、米軍基地跡地を対象として、土地利用計画と整合を図りながら、多様なレクリエーション活動を楽しめる自然を生かした公園などの整備についての検討を進めます。

その他、大規模開発における緑地の整備に当たっては、周辺の自然環境に配慮するよう誘導します。

### ② 緑化の推進

それぞれの地域にふさわしい緑化を地域ぐるみで進め、まちに緑を増やします。

市民に身近な公共公益施設に緑を率先して創出するとともに、良好な都市環境の形成のため、緑化地域制度により一定の緑化を義務付け、建築物の更新と合わせて緑を着実に創出します。

都心部など、土地の高度利用を図る必要がある地域においては、緑を立体的に演出するなど効果的な緑化を推進します。

また、京浜臨海部では、事業者等と協働して、市民に身近な水・緑の環境づくりとして京浜の森づくりを進めます。

なお、これらの創出された緑を、適切に維持管理することで、緑の質を高め、美しい都市景観づくりに取り組みます。

### ③ 魅力ある水辺空間の創出

緑の配置や、市民に海辺空間を開放するなど、親しまれるオープンスペースの形成を目指します。

また、市民の憩いの場や活動の拠点としての水辺環境整備を進めるとともに、周辺環境との調和に配慮した「多自然川づくり」の取組を進めます。

### ④ 健全な水循環の回復

地域での緑化活動、宅地内の緑や浸透ます等の普及啓発によるエコな庭づくりや、湧き水調査など、まちづくりによる水循環再生の活動を促進します。

また、下水管の交換時期に合わせて、道路への雨水浸透ますの設置を進めるとともに、公園整備や歩道部の透水性舗装を進めます。

市民に雨水浸透機能の重要性をアピールするとともに雨水浸透ますの導入を促進し、雨水浸透機能の回復を図ります。

## (3) 水と緑をつなぐ

### ① 「つながりの森」の取組の推進

円海山の周辺地区は、多摩丘陵と三浦半島のつなぎ目に位置し、市内最大の連続した緑地となっています。生物多様性の宝庫といえるこの地区を「つながりの森」と位置付け、構想を策定し、市民全体で、体感、感動し、次代、次々代につなげていく取組について、利用と保全のバランスを重視しながら推進します。

### ② 「きれいな海づくり」の取組の推進

臨海部において、周辺のまちづくりと連携して、浅海域を利用した海づくりを推進します。

### ③ 市民のライフスタイルの変革や市民協働の取組の推進

誰もが生活の中で自然や生き物に親しむライフスタイルの実践を目指し、「b-プロモーション」（生物多様性プロモーション）を展開します。

また、「市民・企業の主体的行動が支える豊かな生物多様性」が横浜の都市のイメージとして定着するよう、市民や事業者等と協働、連携した取組を推進します。

### 3-3 資源循環の方針

#### (1) 3Rの推進

循環型社会の実現を目指して、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の三つのRを推進します。とりわけ、最も環境にやさしいリデュース（発生抑制）の取組を“分別・リサイクル”に続く新たなステージとして、市民・事業者と連携して行うことにより、ごみと資源の総量を削減します。それとともに、温室効果ガスの削減に取り組み、環境負荷の更なる低減を図ります。

#### (2) 廃棄物処理施設

資源の再生利用による循環型社会の構築や適正処理を推進するため、民間事業者による廃棄物処理施設が必要であり、その設置に当たっては、周辺環境への影響や施設の特性等を踏まえ、適正な立地を推進します。

#### (3) 建設発生土の再生利用の推進

継続的な建設発生土の再利用を推進するため、建設発生土の安定的な受入先を確保し、都市環境の保全を図ります。

### 3-4 生活環境保全の方針

#### (1) 公害防止に向けた取組の推進

大気汚染対策、水質汚濁対策、地盤沈下・土壌汚染・地下水の水質汚濁等の地盤環境対策、ダイオキシン類・アスベスト等を含む化学物質対策、騒音・振動対策など、公害防止に向けた取組を推進します。

#### (2) 身近な生活環境の改善に向けた取組

地域での騒音やごみ問題など、身近な生活環境への対応に関しては、地域ぐるみでの活動やコミュニティの醸成が重要です。このため、地域人材の育成や地域活動の助成など多様な地域支援を行い、問題解決に向けた組織づくりや自主的な取組を推進します。

都市環境の方針図



凡 例	
	緑の七大拠点
	河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点
	市街地をのぞむ丘
	海をのぞむ丘
	市街地をのぞむ丘の軸
	海をのぞむ丘の軸
	河川・海
	流域界
	市境
	市街化調整区域

## 4 都市の魅力の方針

### ■方針の体系

#### 4-1 都市の魅力向上の基本方針

#### 4-2 都市デザイン及び創造都市の取組による魅力向上の方針

##### (1) 横浜の個性を生かした都市空間の形成

- ①魅力づくりの推進
- ②歴史的建造物の保全、活用の推進
- ③公共空間のデザイン演出

##### (2) 臨海部の水辺空間を生かした魅力向上

- ①市民に開放された水辺空間の形成
- ②水辺における多様な活動の推進
- ③美しい港の景観形成

#### 4-3 市民生活の質や地域にふさわしい魅力向上の方針

##### (1) 多様性を感じさせる景観形成

- ①河川周辺における景観形成
- ②幹線道路周辺における景観形成
- ③まとまった樹林地・農地、里山、谷戸、大規模公園等の景観形成

##### (2) 地域の歴史や個性を生かしたまちづくりの推進

##### (3) 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進

## 4-1 都市の魅力向上の基本方針

横浜市の魅力である“海”や“港”、人々に安らぎと潤いを与える貴重な景観要素など、また文化資源を生かし、都市景観形成と都市文化形成による「横浜の顔づくり」を進め、都市の魅力を確立します。

具体的には、次の四つの基本方針により、人々が交流し、都市に誇りを持ち、都市間競争力向上や新たな価値を創造する国際都市としての魅力の向上、市民生活の質を高め、地域資源を生かした地区ごとの魅力の向上を目指します。

- 港を代表とする横浜の持つ特徴ある景観や歴史的資源などの保全、活用を図り、横浜独自の個性と魅力あるまちづくり
- 潤いある緑やオープンスペースの形成、都市の賑わいの演出など、都市の特性に合わせた魅力ある都市空間の形成
- 「横浜市景観ビジョン」に示す、テーマごと、地区ごとの良好な景観形成の方針による個性と魅力あるまちづくりを進め、さらに、
- アジアにおける文化芸術活動に関わる人、モノ、情報の場としていくこと

## 4-2 都市デザイン及び創造都市の取組による魅力向上の方針

### (1) 横浜の個性を生かした都市空間の形成

#### ① 魅力づくりの推進

環境や生活文化を踏まえたデザインで新しい都市デザインを提案していきます。

公共施設の建設等公共空間に影響を与える事業について、地区の特性を踏まえて、周辺の景観に調和し、良好な景観形成に資するものとなるようデザインの調整を行います。

関内・関外地区及びその周辺地区において既存文化施設が集中するエリア、文化芸術的活動を展開する可能性が高い空間が集中しているエリアなどについて、民間による創造的な活動や拠点形成の誘導を図ります。

ライトアップや色彩の工夫などにより建造物等が持つ形態の魅力を一層引立せる取組や、都心部・臨海部の公共空間において、LEDなどの省電力技術とアートの力を融合した光による街並みの魅力づくりなど、都市景観の演出を展開します。

## ② 歴史的建造物の保全、活用の推進

歴史的、文化的、景観的価値の高い建造物等の景観資源の保全と活用を図り、個性と魅力ある街を目指します。

都心部のみならず市内全域において、歴史的建造物との調和を誘導し、歴史的景観の保全等に資する良好な景観形成を図ります。

歴史的建造物の保全活用が円滑に図れるよう仕組みづくりを進めます。特に、都心部の歴史的建造物については、特徴ある空間を文化芸術・観光振興の視点から活用し、創造産業の集積及び都心部の活性化を目指します。

## ③ 公共空間のデザイン演出

都心部を中心に、歩道の拡幅や段差の解消、電線類の地中化などを進め、誰もが安全で快適に移動できる歩行者空間ネットワークを整備します。

公共サインの表示について、市民や来訪者の往来が円滑になり活気あふれる都市づくりにつながるよう、多言語化対応の歩行者用案内地図や案内サインを充実させます。

民間事業者の設置する観光施設・宿泊施設などのサインについても、多言語化対応の協力を呼びかけていきます。

## (2) 臨海部の水辺空間を生かした魅力向上

### ① 市民に開放された水辺空間の形成

市民に水辺空間を開放するなど、親しまれるオープンスペース形成を目指します。

### ② 水辺における多様な活動の推進

市民が水に親しみ楽しめる、また水辺が市民の足として活用されるような環境を整えるとともに、にぎわいの創出につながるような水辺空間の活性化策について実用化に向けた実験的な取組を行います。

### ③ 美しい港の景観形成

余暇活動を過ごす市民や来街観光客が、安らぎを感じることができる空間づくりを推進するとともに、世界に誇れる美しい港の景観を形成していきます。その中で、海上（船上）や、今後市民利用される海辺に新たな視点場を設定し、横浜らしい港の景観や、陸域の景観形成を進めるための、高さや色彩の調和を図ります。

山下ふ頭、山内ふ頭、瑞穂ふ頭について、利用形態の長期的変容を考慮した良好な景観形成を図ります。

臨海部の産業遺構や、工業施設を景観資源として活用を図ります。

### 4-3 市民生活の質や地域にふさわしい魅力向上の方針

#### (1) 多様性を感じさせる景観形成

##### ① 河川周辺における景観形成

連続したオープンスペース等を地域資源として生かせるよう、河川周辺部を含めて良好な景観形成を目指します。

##### ② 幹線道路周辺における景観形成

過度に目立ちすぎる、道路沿いの大型店舗の色彩や屋外広告物について、周辺環境に配慮された景観形成を目指します。

##### ③ まとまった樹林地・農地、里山、谷戸、大規模公園等の景観形成

まとまった樹林地・農地、里山、谷戸、大規模公園等、人々に潤いと安らぎを与える貴重な景観要素の役割を生かし、潤いと安らぎをもたらす景観形成を目指します。

#### (2) 地域の歴史や個性を生かしたまちづくりの推進

多くの市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区の樹林地・農地や古民家等の歴史的資産などの地域資源を生かすことにより、魅力的な景観を維持保全し、更なる景観形成を図ります。

#### (3) 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進

市民主体の地域運営や地域まちづくりが進展し、様々な主体が連携し、市民・事業者・行政の協働により、地区特性に応じた個性ある景観形成や良好な住環境の整備を推進します。

## 5 都市活力の方針

### ■方針の体系

#### 5-1 都市活力の基本方針

#### 5-2 都心部の競争力向上及び活力を支える産業基盤強化の方針

##### (1) 都心部の活力、競争力の向上

- ① 横浜駅周辺地区の開発促進
- ② みなとみらい21地区の開発促進
- ③ 関内・関外地区の活性化の推進
- ④ 横浜都心とつながる内港地域の活性化の推進
- ⑤ 新横浜都心の機能強化

##### (2) 技術・経営革新（イノベーション）の促進による産業の活性化

- ① 中小企業の競争力強化による成長支援
- ② 成長分野における産業の振興・拠点の形成
- ③ 国内外からの企業誘致の推進

##### (3) 国際競争力強化と産業イノベーションを支える交通基盤等の構築

- ① 空港へのアクセス強化
- ② 産業拠点から国土軸、首都圏全体へのアクセス強化
- ③ 港湾の機能強化と背後地とのアクセス強化
- ④ 市場の再編と機能強化
- ⑤ 高度情報化社会への対応
- ⑥ 次世代型都市インフラの構築

#### 5-3 MICE・観光の機能強化の方針

- (1) MICE誘致・開催支援促進のための機能強化
- (2) 観光資源の活用と機能強化

#### 5-4 市民生活の利便性向上の方針

- (1) 鉄道駅周辺地区整備の推進
- (2) 住宅市街地の活性化

## 5-1 都市活力の基本方針

横浜市においても、少子高齢化は急速に進み、社会経済構造に大きく影響を与えることが予測されます。また、グローバル化の進展、情報通信技術の発達、従来の経済社会構造を変貌させるとともに、地球温暖化への対応等も求められる中で、人々のライフスタイルも大きく変わっていきます。

このような大きな時代の潮流に的確に対応しつつ、昨今の経済や雇用の厳しい状況等乗り越え、都市の国際競争力強化、交流人口増加、生活や活動の場としての質の向上等の視点で都市づくりを行い、都市の活力の維持・向上を図ります。

## 5-2 都心部の競争力向上及び活力を支える産業基盤強化の方針

都心部では、高次の業務・商業等の機能を有する特性を生かすとともに、国の都市再生制度も活用して、更なる機能の集積や既存機能の強化・再生を促進し、都心部の活力、競争力の向上を図ります。

京浜臨海部等の産業拠点では、製造業等の生産機能のグローバル化が進む中で、技術・経営の革新を進め、連続的なイノベーションの創出を推進し、産業の活性化を図ります。

都心部、市内産業拠点、港から首都圏全体をつなぐ広域道路ネットワークへのアクセスや空港へのアクセスを鉄道・高速道路網等の整備・強化により向上させ、都心部の活力、競争力の向上や産業の活性化を支えます。

### (1) 都心部の活力、競争力の向上

#### ① 横浜駅周辺地区の開発促進

国際都市横浜の玄関口にふさわしい魅力とにぎわいのある都市空間を形成するために、横浜駅周辺地区において、エキサイトよこはま22を推進します。その中で、老朽化した建築物の建替えや都市の基盤整備等の更新など既成市街地の再構築により、都心の一体化や交通結節機能の強化を行いつつ、国際的、広域的な業務・商業・サービス機能等多様な機能の集積を進めます。

#### ② みなとみらい21地区の開発促進

横浜駅周辺地区と関内・関外地区の間に位置する立地から、横浜都心部の一体化に向け、港横浜の都市の魅力を生かしつつ、業務機能を中心に、商業、文化、居住機能等による多機能な国際交流拠点を形成します。

積極的な企業誘致や緑化等の環境整備に取り組むとともに、横浜スマートシティプロジェクトなどの環境施策等とも連携し、働く人、住む人にとって快適なまちづくりを推進します。また、創造都市施策や観光・MICE施策によるにぎわいづくりを推進します。

### ③ 関内・関外地区の活性化の推進

都心の魅力により人が集まり、人々の滞在・交流を増やしていくことで、業務・商業・文化・生活など、様々な機能を強化することを目指し、地区の活性化を持続的に図るための取組を推進します。

「文化・観光」「創造都市」「回遊性」の視点を掲げ、国の地域活性化施策の活用により、地元主体による地域力を生かしたまちづくり事業を促進して、中心市街地としての魅力再生と活力向上を図ります。

民間の空きビルのリノベーション等による、アーティスト・クリエイター・起業家等が活動できる受皿の整備に併せ、創造産業の集積を進めるとともに、アーティスト・クリエイター・起業家等の活動支援を推進します。

JR関内駅北口について、駅のバリアフリー化に併せ、関内・関外地区の玄関口にふさわしい魅力的な空間を創出します。

大通り公園及び日本大通り等の公共空間について、にぎわい創出の拠点施設としても活用します。

北仲通地区については、みなとみらい21地区と関内地区の結節点である立地特性を生かし、土地の合理的かつ健全な高度利用と機能強化に向け、業務機能、商業機能、居住機能等の導入やまちの魅力を高める文化芸術・産業創造の場づくりによる多機能な国際交流拠点を形成します。

違法な特殊飲食店が多数立地していた初黄・日ノ出町地区について、安全・安心と文化芸術を核とした新たなまちへの再生を図るため、当地区を創造都市施策における創造界隈の一つとして位置付け、地域・行政・警察が一体となって、大岡川沿いのプロムナード、京浜急行電鉄の高架下空間や小規模店舗の活用等を進めるとともに、にぎわい形成など新たなまちづくりの展開を図るため、地域経済活性化や良質な住宅の誘導にも取り組みます。

### ④ 横浜都心とつながる内港地域の活性化の推進

山下ふ頭について、港湾機能の強化を果たすうえでの役割、横浜都心・臨海部のまちづくり、創造都市・横浜の形成など、様々な視点から検討し、長期的なまちづくりの方針を策定します。

山内ふ頭については、市場の再整備動向も見つつ、また、瑞穂ふ頭については、ふ頭の返還の時期を注視しつつ、まちづくりの方針の検討に着手します。

また、外国人が自由に居住、生活、仕事、研究がしやすい環境の充実に取り組みます。

### ⑤ 新横浜都心の機能強化

広域交通ターミナルとしての利便性を生かし、業務・商業等多様で広域的な機能集積を図ります。

横浜国際総合競技場や横浜アリーナなどの多様な施設と、周辺の民間事業者主体の取組により、観光・MICEを推進していきます。

新羽駅周辺や北新横浜駅周辺の産業集積地等においては、操業環境の保全と機能の更新、高度化を図り、経済活性化に寄与するとともに、市民の身近な勤務地として職住近接を実現します。

神奈川東部方面線の整備により東京都心部と直結し、利用者の利便性と速達性を向上します。また、横浜環状道路、幹線道路及びインターチェンジ等の整備を進め、体系的な道路ネットワークの形成によるアクセス強化を図ります。さらに、新横浜都心は東京と中京圏の間に位置することから、リニア中央新幹線の具体化を踏まえつつ、東海道新幹線等の広域鉄道ネットワークとの連携強化を推進します。

## (2) 技術・経営革新（イノベーション）の促進による産業の活性化

### ① 中小企業の競争力強化による成長支援

高い技術力を持つ市内中小企業の強みなどを生かし、「環境・エネルギー・医療・健康分野などの成長分野」への進出、新技術・新製品開発や起業・創業などに取り組む企業等について、経営基盤の強化といった基礎的支援や研究開発・設備投資の支援を行い、全市的な産業活性化を図ります。

### ② 成長分野における産業の振興・拠点の形成

産業拠点では、産業の集積を生かし、既存産業の生産機能と研究開発機能の高度化、国際競争力のある生産拠点としての機能強化を図ります。

さらに、京浜臨海部に集積するバイオ関連企業や新横浜等に集積するIT関連企業の立地環境を生かし、環境・エネルギー・医療・健康分野で社会実験等を通して新産業の振興を加速します。

また、みなとみらい21地区や郊外部・金沢臨海部において、スマートグリッド等次世代インフラの構築に向けた社会実証実験等をはじめ、産学官の連携や企業の多角化、新分野への投資の促進など、積極的に展開・発信します。

### ③ 国内外からの企業誘致の推進

中長期的に市内経済を支える企業集積が重要であり、羽田空港の国際化によるアクセス向上などの横浜市の強みや魅力を生かし、グローバル企業のアジア拠点など国内外の企業誘致を積極的に進めます。

これらの推進に当たっては、国の環境未来都市や国際戦略総合特区制度等も活用して、規制緩和などの特例措置を受けながら進めます。

### (3) 国際競争力強化と産業イノベーションを支える交通基盤等の構築

#### ① 空港へのアクセス強化

羽田空港の国際化に対応し、横浜から羽田・成田両空港との鉄道等による一層のアクセス強化を図るため、ハードとソフト施策両面の取組を公民で連携しながら進めていきます。

#### ② 産業拠点から国土軸、首都圏全体へのアクセス強化

産業拠点に発生・集中するモノの流れを円滑化し、産業活動の活性化を図るため、基盤となる道路交通体系の整備・充実を図ります。特に、横浜環状道路、横浜湘南道路などの整備による体系的な道路ネットワークの形成やインターチェンジ周辺の土地利用展開により、国土軸、首都圏全体へのアクセス強化とともに産業拠点の活性化を図ります。

また、リニア中央新幹線を想定した連携軸や国土軸としての東海道軸との連携など、広域レベルでの機能強化により、産業の活性化を図ります。

#### ③ 港湾の機能強化と背後地とのアクセス強化

南本牧ふ頭について、国際海上輸送網の拠点となる世界最大級の水深 20メートル岸壁を有する高規格コンテナターミナルを整備し、本牧ふ頭、大黒ふ頭については、コンテナターミナルの再整備を進めます。そして、護岸の改修などの機会をとらえた防災性の向上に努めます。

横浜港の物流機能を支えるため、横浜環状道路、国道 357 号などの港と背後地を結ぶ広域道路ネットワークと、南本牧ふ頭連絡臨港道路などのふ頭間を結ぶ臨港道路の整備を両輪で推進します。

#### ④ 市場の再編と機能強化

中央卸売市場は、横浜市民へ迅速かつ安定的に生鮮食料品を供給する流通拠点としての役割を担っており、卸売業者をはじめ多くの市場関係者が事業を行っています。今後は、流通の変化や消費者等の食の安全・安心へのニーズに対応するため、本場を改修整備します。一方、南部市場は、本場を補完する加工・配送、流通の場として転換を図るなど、市場の再編・機能強化を推進します。

#### ⑤ 高度情報化社会への対応

高度情報社会に対応するため、成長産業としての情報・通信産業への対応についての検討及び情報通信技術の進展にて適合した情報インフラ整備を進めます。

## ⑥ 次世代型都市インフラの構築

エネルギーコストの高騰やエネルギー需給の変動に伴う市民生活への影響を可能な限りなくし、地球温暖化防止に向けた低炭素社会への移行のためには、新しい技術・手法の導入推進が必要不可欠です。

そのため、再生可能エネルギーへの転換、需要側も参加する双方向の電力・情報網への転換を可能にする次世代型都市インフラを導入し、持続可能な生活環境を実現します。

### 5-3 MICE・観光の機能強化の方針

#### (1) MICE誘致・開催支援促進のための機能強化

交流人口を増加させ、今後の横浜経済活性化を図るために、MICE誘致・開催支援を促進するとともに、パシフィコ横浜をMICE拠点として機能強化を進めます。

加えて、羽田空港が国際化されたことや、今後、アジアを中心に国際会議の増加が見込まれていることから、市内の都市計画道路網の整備、羽田空港へのアクセスの改善、鉄道ネットワークの整備、港湾施設の整備に加え、リニア中央新幹線の具体化を踏まえつつ、都心部とのアクセス強化などを図ります。

また、横浜らしいアフターコンベンションの充実のために、市内移動の円滑化や、回遊性の向上を図るとともに、多様なニーズに対応した観光施設等の充実も図ります。

#### (2) 観光資源の活用と機能強化

歴史的建造物や港の景観、産業観光、先進的な環境への取組など横浜市の強みを観光面で活用するニューツーリズムの実現に必要な基盤づくりや、旧東海道や称名寺（しょうみょうじ）・朝夷奈切通（あさいなきりどおし）など歴史や地域資源を活用し、周辺の魅力づくりに取り組みます。

また、成長著しいアジア地域等からの観光需要を取り込むため、空港とのアクセス強化、案内サインの多言語化対応、観光バス用のバスベイやトイレの整備、情報インフラなどの基盤づくり及び個人やグループで周遊しやすい環境づくりを進めます。

### 5-4 市民生活の利便性向上の方針

#### (1) 鉄道駅周辺地区整備の推進

今後の人口減少や一層進展する高齢化の状況等を踏まえ、既存のストックを有効に活用したコンパクトな市街地の形成及び災害に強い都市の実現を図るため、緑の保全・創造や良好な景観形成、環境負荷低減、福祉等に配慮しつつ、地域の持つ資源や特性などに応じた個性的で魅力的な拠点を形成することに重点を置き、駅周辺の働く、学ぶ、楽しむ、買う、憩うといった機能の充実化を図ります。

また、駅前広場等、一層の機能の充実化を進めるための基盤整備や、土地の有効利用を図るため、駅前にふさわしい土地利用転換を進めます。そして、開発・再開発を円滑に進めるため、土地区画整理事業、市街地再開発事業の事業手法と地区計画、横浜市市街地環境設計制度（総合設計制度）等の規制・誘導・開発手法を連携させます。

## (2) 住宅市街地の活性化

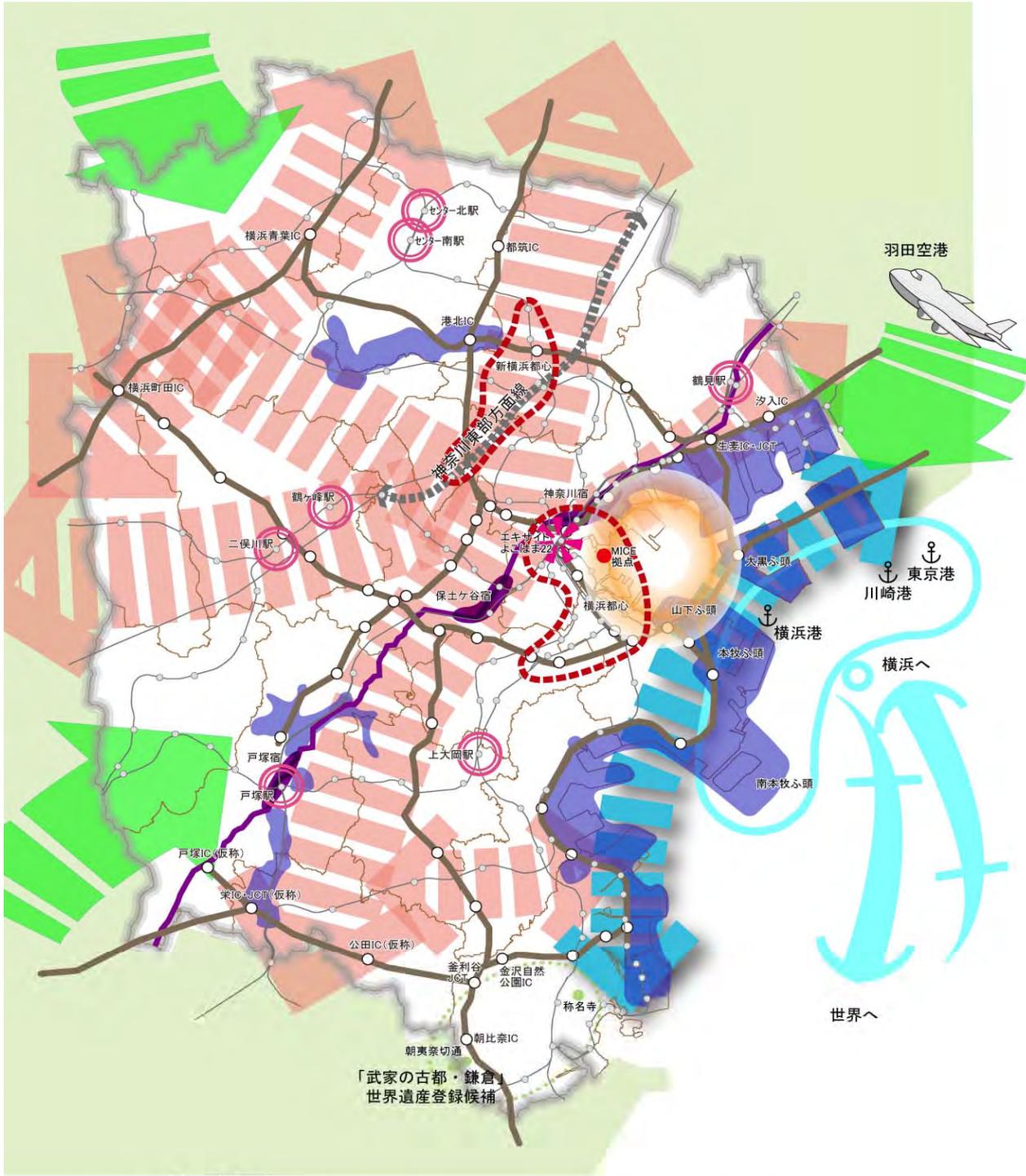
地域の特性にふさわしい建築を誘導しつつ、機能性、利便性に優れた良質な住宅ストックの形成を図り、持続可能な住環境に取り組みます。

都心部や郊外部の駅周辺においては、高い利便性と職住近接を実現するため、業務・商業などの機能の集積に合わせ、都心居住の適正な誘導と、郊外部の駅周辺などへの居住の推進を図ります。そのため、都心やその周辺、郊外部駅周辺において、都市型住宅の供給、バリアフリー仕様の高齢者向け住宅、介護・医療と連携したサービス付き高齢者向け住宅及び保育施設などの子育て支援施設等と一体となった住宅等の供給により、高齢世帯や子育て世帯が安心して生活できる良質で多様な住宅を誘導します。

高齢化や人口減少により、空き家・空き地の増加や地域の活力低下が見られる又は予測される郊外部の住宅市街地においては、良好な住環境の維持・向上を図ります。それとともに、生活利便性や交通利便性の状況等を踏まえ、身近な場所での商業・サービス機能の充実や住宅市街地内の商店街の活性化、交通基盤の整備等に取り組みます。また、地域コミュニティの醸成を図るとともに、従来の発想や方法にとらわれないコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスに取り組むための活動の場や支援策の充実及び緑地や農地を生かした自然と近接性の高い環境形成を図ります。それにより、地域の活力の維持・向上及び魅力的で持続可能なまちづくりを進めます。

また、駅周辺等の利便性の高い地区への住替えを希望する高齢者世帯と、郊外の広々とした住環境での子育てを希望する若い世代との住替えを支援するなどの仕組みを構築します。

# 都市活力の方針図



凡 例

	横浜都心とつながる内港地域		旧東海道		宿場
	都心部		鉄道		鉄道駅
	主要な生活拠点		高速道路		インターチェンジ (IC)
	産業拠点 (工業系・物流系)		市境		区界
	広域的な機能連携軸				
	東京湾連携軸				
	他都市・他地域からの誘客・誘致				

## 6 都市防災の方針

### ■方針の体系

#### 6-1 都市防災の基本方針

- (1) 市民の生命を守る減災に向けた都市づくり
- (2) 大規模災害に対応できる都市構造の構築
- (3) 地域の特性に対応した災害対策の強化
  - ① 都心部
  - ② 都心・臨海周辺部及び郊外部
  - ③ 臨海部

#### 6-2 被害を最小化するための減災都市づくりの方針

- (1) 既成市街地等の防災性の強化
  - ① 密集住宅市街地の整備・改善
  - ② 市街地の不燃化促進
  - ③ 臨海部の防災対策の強化
- (2) 都市の耐震化の促進
  - ① 建築物の耐震化促進
  - ② 都市基盤施設及びライフラインの耐震化
  - ③ 造成地における大規模盛土への対応
- (3) 大規模地震に伴う液状化や津波への対応
  - ① 液状化対策
  - ② 津波対策
- (4) 水害等への対策の推進
  - ① 水害への対策の推進
  - ② がけ崩れ災害対策の推進

#### 6-3 災害時の都市機能確保の方針

- (1) 救援活動や緊急輸送のための道路機能の確保
- (2) 海上輸送の拠点となる港湾機能の確保
- (3) 災害時におけるライフラインの確保

#### 6-4 復興都市づくりの方針

- (1) 被災市街地の復興の方針
- (2) 復興まちづくりに向けた事前の備え

#### 6-5 地域の防災・防犯力向上の方針

- (1) 地域住民が主体となり、協働で進める安全・安心のまちづくり
- (2) 建築物や宅地開発における計画時点での防犯対策の充実

## 6-1 都市防災の基本方針

### (1) 市民の生命を守る減災に向けた都市づくり

東日本大震災を教訓として市民の生命を守ることを最優先とし、併せて経済的・物的な被害を最小化する減災に向けた都市づくりを目指します。特に、都市基盤施設や建築物の耐震化の促進に加え、発生が高い確率で危惧されている大規模地震に備えた、津波、液状化、大規模盛土造成地の地盤対策、エネルギー対策等の強化を図ります。

また、近年の気候変動に伴い多発する傾向にある局地的な大雨や、大型化する台風などの風水害への対応の強化・充実を図ります。

さらに、発災時の応急対策においては、市民相互の助け合いや民間企業等の協力により要援護者に配慮した被災者への救援、支援活動などがが必要です。災害に関する事前の備えを進めるため、コミュニティの醸成、企業との協定等による災害対応力の強化を図ります。

これらの実現に向けて、具体的な対策は横浜市防災計画に位置付けます。

### (2) 大規模災害に対応できる都市構造の構築

横浜、新横浜都心の機能強化、駅を中心とした生活拠点の機能強化等を進め、拠点ごとの機能分担を図ることにより、集約型のコンパクトな市街地を形成するとともに、災害にも対応できる都市構造を目指します。

また、大規模災害に対応できる都市の骨格を形成するため、横浜環状道路、幹線道路等による体系的な道路ネットワークの整備を進めます。

さらに、東京都心や横浜都心が被災した際の都市機能の代替性を確保し、補完できる受皿とするため、新横浜都心等の防災対策上の在り方を検討するとともに、そのための都心機能や交通機能の充実・整備を図ります。

### (3) 地域の特性に対応した災害対策の強化

各地域の人口や諸機能の集積状況、地形や自然等の立地条件、土地利用状況等の特性により、想定される災害に応じて特に充実すべき対策の強化を図ります。

#### ① 都心部

都心部は最も人口や都市機能が集中している地域であり、災害時においても災害対策、救急・救援活動等の中心となるべき機能が集中しています。したがって、主要な公共施設や災害時に重要な役割を担う民間の施設などの耐震化を進めます。

また、人口や諸機能の集中した都心部では災害時の被害も甚大なものとなることが予想されるため、都心特有の地下街、高層ビル、不特定多数の人が集ま

る施設等に対する都市型災害への対応策の強化を図ります。

大規模災害時における大量の帰宅困難者が集中することにより生じる救急、救援活動の阻害、避難の際の混乱などを回避することなども含め、鉄道事業者と連携し、安全対策の強化を図ります。

## ② 都心・臨海周辺部及び郊外部

都心・臨海周辺部や郊外部においては、密集住宅市街地等の既成市街地における建物の建替え、共同化による不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅整備等による防災性強化を促進します。それとともに、住宅市街地としての特性を考慮し、地域コミュニティの醸成による防災力の強化・充実を図ります。

丘陵地には急傾斜のがけ地が多く存在するため、これらの防災対策を強化するとともに、災害時の避難場所や仮設住宅用地、救援活動、復旧・復興事業のための用地確保等、防災の観点にたった空き地・未利用地、農地の活用を図ります。

## ③ 臨海部

臨海部は港湾機能の他、工場地帯として石油コンビナートが立地し、危険物等も貯蔵されていることから、地震や津波による工場の被災、石油タンクの倒壊、流出などを回避するため、工場や石油コンビナートの防災対策や液状化対策を促します。

また、災害時の救援活動や、物資の輸送の拠点となる港湾機能を確保するための岸壁等の港湾施設の耐震性強化及び津波対策の強化を図ります。

## 6-2 被害を最小化するための減災都市づくりの方針

### (1) 既成市街地等の防災性の強化

#### ① 密集住宅市街地の整備・改善

震災時の建築物の倒壊や延焼等の被害が懸念される密集住宅市街地においては、老朽化した建築物の建替えや共同化による不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅整備や公園などの整備を目指します。そのため、地域住民等と協働して、「いえ・みち まち改善事業」等を活用した防災まちづくりを推進します。

また、防災再開発促進地区の指定や防災街区整備地区計画の活用、土地区画整理事業や市街地再開発事業など面的な市街地開発事業の推進により、災害に強い市街地の整備を促進します。

## ② 市街地の不燃化促進

大規模な火災の延焼防止や震災時の避難及び緊急物資輸送機能を確保するため、防災再開発促進地区、防火・準防火地域等の地域地区や地区計画、不燃化促進区域の指定により、既成市街地の不燃化を進めます。

## ③ 臨海部の防災対策の強化

工場施設等の安全性の強化を促すなど、工業地帯全体の防災性の向上を図ります。

また、既成市街地に隣接する部分における防災遮断帯機能を構築するとともに、防災拠点の整備や災害時に活用可能なオープンスペースの確保を図ります。

大規模地震の際の臨海工業地帯の工場群に及ぼす被災を防止するため、岸壁（公共・専用）の防災対策、防潮対策の再点検と必要に応じた整備等を進めます。

## (2) 都市の耐震化の促進

### ① 建築物の耐震化促進

災害対策本部等となる区庁舎、避難場所となる学校施設、さらに福祉施設や病院など災害時に重要な機能を果たす公共施設や民間施設について、耐震診断や耐震改修を促進し耐震性を確保します。

また、帰宅困難者が集中するターミナル駅周辺の建築物について、耐震化等による防災性の向上を図ります。

木造住宅やマンション、多数の人が利用する特定建築物等に対し、耐震診断や耐震改修工事に要する費用の助成等を通じ耐震化を促進します。

### ② 都市基盤施設及びライフラインの耐震化

道路、橋りょう、河川、港湾、公園、鉄道等の都市の基盤となる施設については、避難路（避難場所）、緊急物資の輸送、火災の延焼防止機能等を有します。また、災害応急対策や復旧対策のほか、市民生活や経済活動にも大きな影響を及ぼすため、耐震性を強化するなど安全性の向上を図ります。

電気・ガス・上下水道、電話等のライフラインは、地震等による被害を受けた場合、市民生活や経済活動に多大な影響を及ぼすため、震災時にも機能が十分に確保できるよう耐震対策を推進します。

### ③ 造成地における大規模盛土への対応

地震時における大規模盛土造成地の被害が注目されるようになっており、大規模盛土造成地の分布状況調査の結果公表等による周知や、災害防止対策の実施など、必要な対策について検討します。

### (3) 大規模地震に伴う液状化や津波への対応

#### ① 液状化対策

液状化マップの情報の充実等により市民への周知を図るなど、必要な対策について検討します。

#### ② 津波対策

最大クラスの津波による被害が想定される沿岸部においては、市民の生命を守るために、迅速な情報伝達のための津波警報伝達システムの整備や、公共・民間施設を活用した津波避難施設の指定など避難場所の確保を図ります。

また、発生頻度の高い津波に対しては、臨海部、河川沿岸部の護岸等の改修、補強等の具体的な対策等の検討を進めます。

### (4) 水害等への対策の推進

#### ① 水害への対策の推進

国、神奈川県による一、二級河川の改修とともに、横浜市が管理する一、二級河川の一部、及び準用河川の内、特に治水機能上重要な河川の改修を進め、また、河川の流域において雨水を一時貯留・浸透させるなどにより保水・遊水機能の確保を図ります。

下水道事業では、雨水排水施設の整備を着実に進めるほか、雨水貯留施設や雨水浸透施設による流出抑制対策を推進し、また、浸水や避難の情報を提供するための内水ハザードマップの整備などを組み合わせ、総合的な浸水対策を進めます。

#### ② がけ崩れ災害対策の推進

急傾斜地崩壊危険区域の指定について、神奈川県に働きかけ、がけ崩れ防災対策を進めるとともに、助成金制度の活用により、がけ地の改善を図ります。また、神奈川県の上砂災害警戒区域の指定に伴い、警戒避難体制の整備を図ります。

## 6-3 災害時の都市機能確保の方針

### (1) 救援活動や緊急輸送のための道路機能の確保

災害発生時の人命救助や支援物資の輸送、復旧活動や復興に向けた活動に対する交通路・輸送路の確保のため、主要な高速道路や幹線道路の整備を進めます。また、国土軸である東名高速道路と市街地を結ぶ道路等複数のルート確保により、災害時の代替性をもった道路ネットワークの整備を図ります。

緊急輸送路における橋りょうや人道橋の耐震化、震災時の緊急車両の通行の確保を図るため、緊急交通路想定道路の沿道の建築物等の耐震化を促進します。

## (2) 海上輸送の拠点となる港湾機能の確保

横浜港は広域的な海上輸送の拠点機能を有し、災害時の救援・復旧においては首都圏や東日本における重要な役割を担うこととなります。そのため、緊急物資の輸送、市民生活や経済活動の復旧復興支援の拠点として、耐震性強化や津波対策の充実などによる港湾機能の確保を図ります。

災害時にも物資の輸送機能を確保できるよう、港湾施設や物流拠点を連絡する緊急輸送路のネットワークを強化します。

## (3) 災害時におけるライフラインの確保

上下水道、電気、ガス、電話等のライフラインについては、計画的な維持管理と更新により震災時の被害を最小化する耐震性を確保します。それとともに、被害を受けた場合の復旧の容易さを考慮した設備、工法等を取り入れた改修・更新を推進します。

沿岸部に立地する施設は、津波被害を受けた場合に復旧までに長時間を要するため、下水処理施設では速やかな排水や、簡易沈殿処理などの検討を進めます。また、電気、ガス等のエネルギー供給事業では、ルート多重化を図り、代替性を確保するとともに、公共施設や民間施設での再生可能エネルギーの利用を促進し、分散型の多様なエネルギー源を確保するなど、必要となる対策を推進します。

## 6-4 復興都市づくりの方針

### (1) 被災市街地の復興の方針

市街地が面的に特に大きな被害を受けた場合は、迅速かつ計画的な復興を円滑に行うため、被災した地区の被災状況及び周辺地域も含めた地形や都市基盤整備状況など地区の特性を踏まえ、必要に応じ、建築制限区域等の指定を行います。建築制限区域等に指定した地区においては、土地区画整理事業などの面的整備を基本とした市街地復興計画の検討等を行います。

また、上記のほか、被災した市街地については、計画的な復興を促進するため、建築の規制・誘導策の検討を行うとともに、自主再建に向けた支援制度の拡充などを検討します。

## (2) 復興まちづくりに向けた事前の備え

復興が円滑に進められるよう、防災や耐震化に対する市民の意識を醸成するとともに被災後の復興まちづくりへの備えを充実させるほか、復興まちづくりの主体として機能するよう市民の自主的な組織化を促進します。

市街地復興を円滑に実施するためには、建築制限区域指定の判断基準、復興整備に関する条例の考え方や基準、被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域の決定の考え方など、事前の検討を進めていきます。

### 6-5 地域の防災・防犯力向上の方針

#### (1) 地域住民が主体となり、協働で進める安全・安心のまちづくり

地域における住民等や行政との協働による防災まちづくりの一層の推進を図ります。

また、学校や自治会、地域のNPO等と協働で行う防災・防犯活動や交通安全の取組など、地域で安心して暮らせるまちづくりのための支援を行います。さらに、地域での防災の担い手となる、防災まちづくりのリーダーの育成を推進します。これらの取組により、地域の自助・共助体制の強化を図ります。

#### (2) 建築物や宅地開発における計画時点での防犯対策の充実

建物の配置の検討や、個々の建築物の設計などを行う際、計画初期の段階から防犯の観点を取り入れた検討を行うなど、地域の防犯力向上に資するまちづくりを推進します。

都市防災方針図



※津波浸水予測区域は、神奈川県による「慶長型地震」の津波による浸水予測区域及び津波の河川遡上について本市が実施した検証により、浸水する区域である。  
 ※液状化危険区域は、南関東地震、東海地震、横浜直下型地震を想定した液状化の危険度が極めて高い、あるいは高いと想定される区域である。  
 ※浸水想定区域は、神奈川県県土整備局流域海岸企画課による平成21年10月6日時点で公表されている河川について表示している。  
 ※大規模盛土造成地は、横浜市建築局指導部宅地企画課による「大規模盛土造成地の分布調査」による。  
 ※密集市街地は、「いえ・みちまち改善事業」対象地域

凡 例

	津波浸水予測区域		津波避難対策の必要なエリア		密集市街地
	液状化危険区域		液状化対策の必要なエリア		大規模盛土造成地
	浸水想定区域		緊急輸送路（一次路線）		河川
	高潮警戒区域		緊急輸送路（二次路線）		市街化区域
			沿道の耐震化を促進すべき路線 (緊急交通路指定想定路線)		行政界
					区界